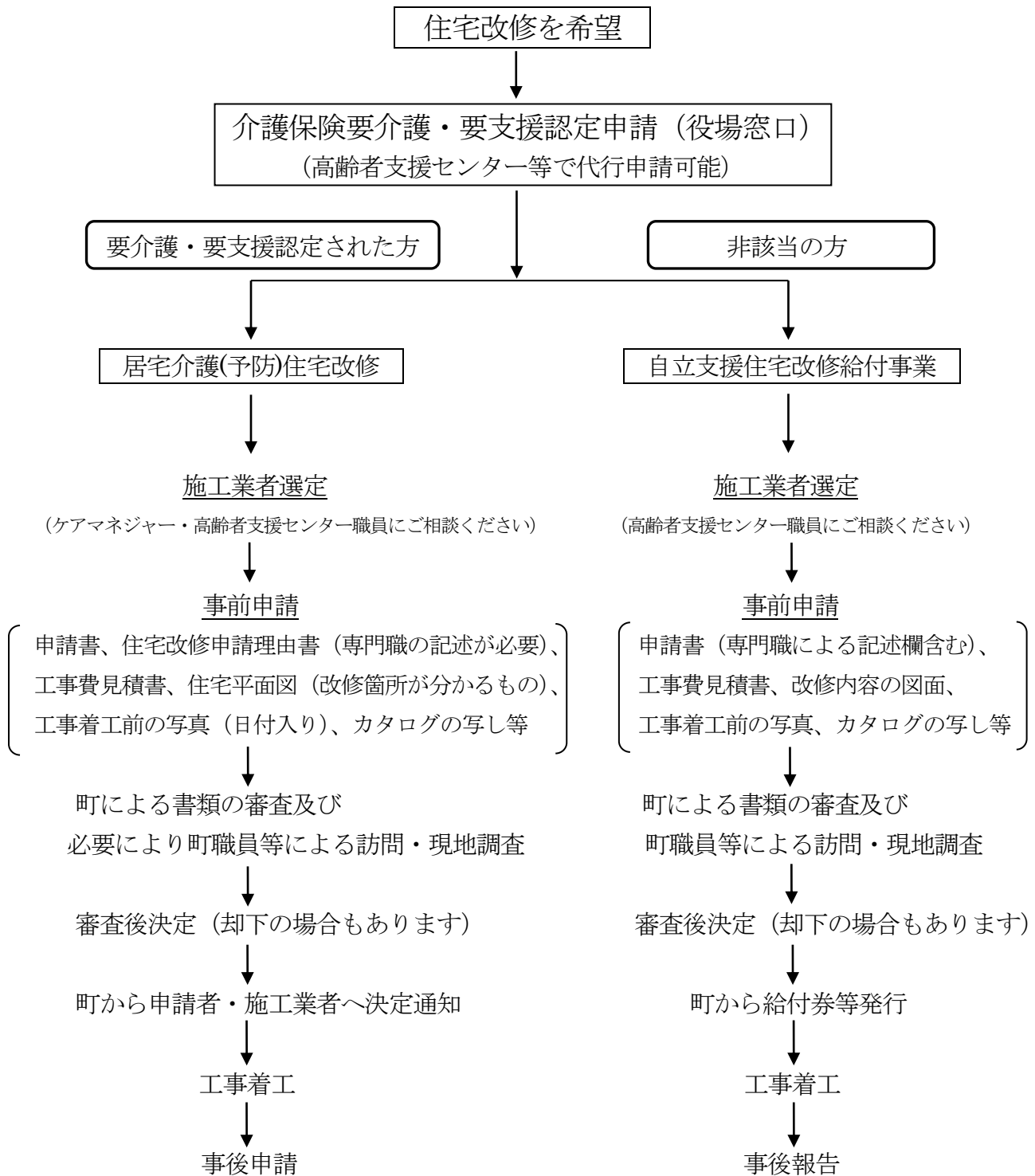


住宅改修給付事業利用の流れ（介護保険・自立支援）



※ 介護保険要介護・要支援認定申請をし、要介護・要支援認定又は非該当の認定を受けていないと申請できません。本人の身体状況と改修内容等により給付の可否を判断します。そのため、かならずしも申請した改修内容すべてが給付対象となるわけではありません。申請された内容により却下あるいは一部が給付対象とならない場合もあります。

※ 自立支援住宅改修給付事業の対象である、住宅設備改修給付（浴槽の取替え、流し、洗面台の取替え、便器の洋式化）の申請をお考えの場合は、別途高齢者支援係にご相談ください。

※ 自己負担分の支払い（町から本人への支払い等）については、工事完了後になります。詳しくはお問合せください。

自立支援住宅改修給付事業について：高齢者支援係 042-557-7623

居宅介護(予防)改修について：介護支援係 042-557-0594